

## 滋賀県遊泳用プール条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 27 条において準用する学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 6 条の規定により、幼保連携型認定こども園においては、学校環境衛生基準により、適切な環境の維持がなされることから、滋賀県遊泳用プール条例（昭和 51 年滋賀県条例第 14 号）による規制を適用しないこととするため、同条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 幼保連携型認定こども園については、遊泳用プールの開設に係る許可を要しないこととします。（第 3 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 号

滋賀県遊泳用プール条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 月 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

---

滋賀県遊泳用プール条例の一部を改正する条例

滋賀県遊泳用プール条例（昭和 51 年滋賀県条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「規定する各種学校」の右に「ならびに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」を、「および各種学校」の右に「ならびに幼保連携型認定こども園」を、「学生」の右に「ならびに園児」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県遊泳用プール条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条および第2条 省略</p> <p>(許可等)</p> <p>第3条 遊泳用プールを開設しようとする者は、知事の許可を受けなければならぬ。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校および同法第134条第1項に規定する各種学校において、専ら当該学校、専修学校および各種学校の幼児、児童、生徒および学生を対象とする遊泳用プールについては、この限りでない。</p> <p>2および3 省略</p> <p>以下、省略</p>	<p>第1条および第2条 省略</p> <p>(許可等)</p> <p>第3条 遊泳用プールを開設しようとする者は、知事の許可を受けなければならぬ。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校および同法第134条第1項に規定する各種学校ならびに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する<u>幼児</u><u>連携型認定こども園</u>において、専ら当該学校、専修学校および各種学校ならびに<u>幼児</u><u>連携型認定こども園</u>の幼児、児童、生徒および学生ならびに<u>園児</u>を対象とする遊泳用プールについては、この限りでない。</p> <p>2および3 省略</p> <p>以下、省略</p>

# 幼保連携型認定こども園の学校・児童福祉施設としての位置付けについて

内閣府  
提供資料

## 教育基本法上の「法律に定める学校」

○ 教育基本法(平成十八年法律第二十号)(抄)  
(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組み、意欲を高めることを重視して行われなければならない。

## 学校教育法上の「学校」

○ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)  
第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

## 幼保連携型認定こども園は「法律に定める学校」であり児童福祉施設である

○ 認定こども園法(平成十八年法律第七十七号)(抄) ※改正後の条文  
(定義)

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもへの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8 この法律において「教育」とは、教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六條第二項に規定する法律に定める学校(第九條において単に「学校」といふ。)において行われる教育をいう。

9 この法律において「保育」とは、児童福祉法第六條の三第七項に規定する保育をいう。

## 児童福祉法上の児童福祉施設

○ 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)(抄)  
※改正後の条文

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

第三十九條の二 幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六條第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。)及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。

② 幼保連携型認定こども園に関しては、この法律に定めるもののほか、認定こども園法の定めるところによる。

## 学校教育法に定めるもの

- 幼稚園
  - 中学校
  - 小学校
  - 高等学校
- 学校教育を提供

## 認定こども園法に定めるもの

- 幼保連携型認定こども園
- 学校教育・保育を提供

## 児童福祉法に定めるもの

- 保育所 等
- 保育を提供

⇒ 各種法令等において、幼稚園又は保育園又は同様の取扱いをすることが基本

